

第7次埼玉県地域保健医療計画の一部改訂について

医療法の改正に伴い、医療計画の一部として「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（以下、外来医療計画）」及び「医師の確保に関する事項（以下、医師確保計画）」を新たに定めることとされた。

このうち、外来医療計画については、計画策定段階から計画に定める「協議の場」における意見聴取を行うこととされている。本県においては各圏域に設置された「地域保健医療・地域医療構想協議会（地域医療構想調整会議）」を協議の場として位置付ける予定である。

1 外来医療計画について

（1）計画策定の背景

- 無床診療所の開設状況の都市部への偏り、診療上における診療科の専門分化の進行といった現状
- この課題に対応するため、都道府県は2019年度に外来医療計画（期間：2020年度～2023年度）を策定
- 医師偏在の状況を可視化し情報提供を行うことで、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげるもの

（2）外来医療計画の全体像

ア. 外来医療機能に関する情報の可視化

- ・ 地域ごとの外来医療機能の偏在、不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を「外来医師偏在指標」として可視化する。

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所医師数}}{\left(\frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化受療率比} \right) \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合}}$$

※ 人口10万人当たり医師数をベースとし、地域ごとに性・年齢階級による外来受療率の違い、患者の流入出、医師の性別・年齢分布を考慮して設定する。

- ・ 指標の値が、全国に335ある二次医療圏の上位3分の1に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」と設定する。

イ. 新規開業希望者等に対する情報提供

- ・ 二次医療圏ごとの外来医師偏在指標、外来医師多数区域である二次医療圏の医療機関の位置情報など、開業に当たって参考となる情報を記載する。

ウ. 外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組

- ・ 地域で不足する外来医療機能を二次医療圏ごとに分析し、公表する。
(例：初期救急医療（夜間や休日等）、在宅医療、公衆衛生（学校医、産業医、予防接種等）)
- ・ 外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うよう求める。

※外来医師多数区域における取組例

- ・ 新規開業希望者が開業届出様式を入手する機会を捉え、地域における外来医療機能の方針について情報提供する。
- ・ 新規開業者の届出様式に、地域で不足する外来医療機能を担うことについて合意する旨の記載欄を設定する。
- ・ 新規開業者が方針に従わない場合、新規開業者に対し、協議の場への出席を要請し、協議内容を公表する。
- ・ 外来医療に関する「協議の場」を設置する。

エ. 医療機器の効率的な活用

- ・ 地域ごとの医療機器の配置状況を医療機器の種類ごとに指標化し、可視化する。
※ CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）、マンモグラフィに項目化し、地域ごとの性・年齢構成を踏まえて指標化する。
- ・ 医療機器の配置状況に関する指標や医療機器を有する医療機関の位置情報等を記載する。
- ・ 医療機器の効率的な活用のための「協議の場」を設置し、医療機器の種類ごとに共同利用の方針について協議を行う。

2 医師確保計画について（参考）

- 国が算出する「医師偏在指標」を基に、医師多数区域・医師少数区域を設定する。
- 医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを踏まえ、二次医療圏及び三次医療圏における医師確保の方針と確保すべき医師の目標数を定める。
- 目標医師数を達成するための方策（医師の派遣調整、医学部における地域枠・地元出身者枠の設定）について定める。
- 全体の医師のほか、産科及び小児科に限定した医師確保計画についても定める。